七一・一四		CTH（第七一・一三項又は第七一・一五項から第七一・一八項までの各項からの変更を除く。）	VNM六十パーセント
七一・一五		CTH（第七一・一三項、第七一・一四項又は第七一・一六項から第七一・一八項までの各項からの変更を除く。）	VNM六十パーセント
七一・一六		CTH（第七一・一三項から第七一・一五項までの各項から第七一・一七項、第七一・一八項、第七一〇一・二一号、第七一〇二・三九号、第七一〇三・九一号、第七一〇四・九〇号又は第七一〇四・九九号からの変更を除く。）	VNM六十パーセント
第七二類　鉄鋼			
七二一〇・七〇		CTSH	VNM六十パーセント
七二一九・三一―七二一九・九〇		CTSH	VNM六十パーセント
七二二五・五〇―七二二五・九九		CTSH	VNM六十パーセント
七二二六・九二―七二二六・九九		CTSH	VNM六十パーセント
第八五類　電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品			
八五一三・五一―八五一三・五九		CTH（第八五・四二項からの変更を除く。）	VNM六十パーセント
八五四一・一〇―八五四一・六〇		CTH又は拡散工程	VNM六十パーセント
八五四一・三一―八五四一・三九		CTH又は拡散工程 注釈　第八五四一・一〇号から第八五四一・六〇号までの各号又は第八五四二・三一号から第八五四二・三九号までの各号に分類される半導体製品の拡散工程（拡散のための規則的な配列を有する一の基板上に、適切かつ不純物を選択的に注入することにより、半導体が基板上に形成される工程をいう。）	VNM六十パーセント
八五四三・七〇―八五四三・九〇		CTH（第八五・四二項からの変更を除く。）	VNM六十パーセント
第九一類　時計及びその部分品			
九一（ただし、次のものを除く。）		CTH	VNM四十パーセント
九一一三・九〇		CC	
第九四類　家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物			
九四〇一・九〇 九四〇四・二一―九四〇四・九〇		CC CC	
布団			
九四〇四・九〇		CC（第五一一〇・〇七項、第五一一〇・一一項から第五一一〇・一六項までの各項、第五一二〇・〇一項から第五一二〇・〇九項までの各項、第五三・一二項から第五四・〇〇項まで、第五四・〇七項から第五五・一一項まで及び第五五・一二項から第五五・一六項までの各項からの変更を除く。）	
その他のもの			
九六・〇一		CC	
九六・〇五		CC	
第九六類　雑品			
その他のもの		CTH	

付録11　原産地証明書の様式

1　輸出者（氏名又は名称、正式な住所、国名）		番号
		2 …… と との間の特恵的な貿易に使用される証明書 （適当な国、国の集団又は領域の名称を記入する。）
3　荷受人（氏名又は名称、正式な住所、国名）（任意）		
4　産品の原産地である国	5　仕向国	
6　輸送手段の詳細（任意）		7　備考
8　品目番号、記号及び番号、包装の個数及び種類（注釈1）並びに品名	9　総重量（kg）その他の計量値（l，m³等）	10　仕入書（任意）
11　裏書 証明された申告 輸出書類（注釈2） 書式……番号…… 発行者…… 事務所…… 発給国…… 日付…… …… （署名）	12　輸出者による申告 下名は、上記の産品がこの証明書の発給に必要な条件を満たすことを申告する。 ……印 場所及び日付…… …… （署名）	

（注釈1）　産品が包装されていない場合には、物品の数を又は適当な場合には「ばら積み」と記入する。

（注釈2）　輸出締約国の規則によって要求される場合のみ記入する。